

議案第75号

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1中「392,000」を「408,000」に、「433,000」を「451,000」に、「483,000」を「503,000」に、「544,000」を「566,000」に、「614,000」を「639,000」に、「697,000」を「725,000」に、「789,000」を「821,000」に改める。

第2条 墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の102.5」を「100分の101.25」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の95」を「100分の93.75」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正後の墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、同条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正前の墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、特定任期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。